

国立大学法人千葉大学学長の再任審査に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人千葉大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第17条第2項に規定する再任の可否についての審査（以下「再任審査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(再任審査の実施)

第2条 学長選考・監察会議は、学長の任期満了の前年9月末日までに再任審査を実施するものとする。

(再任審査の方法)

第3条 選考規程第17条第1項に定める学長の再任の意思の確認は、学長選考・監察会議議長が行う。

2 学長選考・監察会議は、学長に対して経歴及び再任された場合の任期に係る所信を学長選考・監察会議が定める日までに提出するよう求める。

3 学長選考・監察会議は、所信等を聴取のうえ、選考規程第12条に定める学内意向聴取の結果を参考にして、再任の可否を審査する。

4 学長選考・監察会議は、無記名の投票により、再任の可否を決定する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、再任審査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年2月1日から実施する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。